練馬簡易裁判所民事訴訟事務取扱規程

平成二年最高裁判所規則第十五号

令和五年最高裁判所規則第五号

第一章　総則

（趣旨）

第一条　民事訴訟事務の取扱いについては、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）、民事訴訟費用等に関する法律（平成二年法律第四十号）、民事訴訟費用等に関する規則（平成二年最高裁判所規則第八号）、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）、民事執行規則（平成二年最高裁判所規則第七号）、民事保全法（平成元年法律第九十一号）、民事保全規則（平成二年最高裁判所規則第三号）、人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）、人事訴訟規則（平成十六年最高裁判所規則第五号）、家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）、家事事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第八号）、国際民事訴訟等に関する手続の特例等に関する法律（平成二十三年法律第三十六号）、国際民事訴訟等に関する手続の特例等に関する規則（平成二十四年最高裁判所規則第十号）、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）、裁判所書記官事務規程（昭和二十三年最高裁判所規則第十五号）、裁判所事務処理規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十七号）、裁判所の休日に関する法律（平成元年法律第二十八号）、裁判所の休日に関する規則（平成元年最高裁判所規則第一号）、裁判所の休日における執務に関する規則（平成元年最高裁判所規則第二号）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所事務総長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所民事局長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所家庭局長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所行政局長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所人事局長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所経理局長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所総務局長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所情報政策課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所秘書課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所広報課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所調査官室長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官会議事務局長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官人事委員会事務局長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官会議秘書課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官人事委員会秘書課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官会議広報課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官人事委員会広報課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官会議調査官室長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官人事委員会調査官室長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官会議裁判官会議事務局長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官人事委員会裁判官人事委員会事務局長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官会議裁判官会議秘書課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官人事委員会裁判官人事委員会秘書課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官会議裁判官会議広報課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官人事委員会裁判官人事委員会広報課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官会議裁判官会議調査官室長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官人事委員会裁判官人事委員会調査官室長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官会議裁判官会議裁判官会議事務局長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会事務局長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官会議裁判官会議裁判官会議秘書課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会秘書課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官会議裁判官会議裁判官会議広報課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会広報課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官会議裁判官会議裁判官会議調査官室長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会調査官室長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議事務局長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会事務局長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議秘書課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会秘書課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議広報課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会広報課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議調査官室長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会調査官室長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議事務局長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会事務局長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議秘書課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会秘書課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議広報課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会広報課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議調査官室長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会調査官室長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議事務局長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会事務局長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議秘書課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会秘書課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議広報課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会広報課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議調査官室長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会調査官室長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議事務局長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会事務局長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議秘書課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会秘書課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議広報課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会裁判官人事委員会広報課長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議裁判官会議調査官室長通達）、裁判所の休日における執務に関する規則の運用について（平成元年最高裁判所裁判官人事委員会